クリーンパーク折居余剰電力売却仕様書

１．概　　要

（１）適用範囲

本仕様書は、城南衛生管理組合クリーンパーク折居（以下「クリーンパーク折居」という。）が供給する余剰電力の内、再生可能エネルギーによる発電分を除いた電力（以下「再生可能エネルギー電気以外の余剰電力」という。）の売却について適用する。

（２）件　　名　　クリーンパーク折居余剰電力売却

（３）供給場所　　京都府宇治市宇治折居 18 番地

（４）発電設備　　定格出力 2,116.9kW　１基

（５）供給電気方式等

ア　電気方式　　交流３相３線式

イ　供給電圧　　標準電圧 6,000V

ウ　周 波 数　　60Hz

エ　本　　線　　１回線

（６）供給地点

供給場所におけるクリーンパーク折居の構内第 1 柱上に施設した開閉器の電源側接続点である。

２．売却仕様

（１）契約方法　　単価契約

（２）発電認定設備

当該発電設備は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）における再生可能エネルギー発電設備（バイオマス発電）であり、再生可能エネルギー電気以外の余剰電力の量は、毎月発注者が測定するバイオマス比率に応じて算定する。

（３）再生可能エネルギー発電設備の区分

バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

（４）予定売却電力量　　3,688,608kWh（詳細は添付資料②）

（５）予定バイオマス比率　　53%

（６）供給期間　　令和８年４月１日０時から令和９年３月 31 日 24 時まで

（７）契約条項　　別紙のとおり

３．その他

（１）停電期間について

この契約の期間において、発電機の停止期間は、令和９年１月 23 日から同年２月１日を予定している（詳細は添付資料①を参照）。

その他、この契約の期間において、計量法に基づく計量器の取替等による停電の予定はない。（次回令和 13 年度実施予定）

（２）非化石価値について

クリーンパーク折居は、再生可能エネルギー発電設備（バイオマス）の認定を受けたＦＩＴ設備であることから、ＦＩＴ認定時の情報に基づき、非ＦＩＴ非化石証書の非化石電源として登録されている。ただし受注者自らが再生可能エネルギー電気以外の余剰電力について電力量認定を実施すること。

（３）系統連系受電サービス料金の取扱い

ア　系統連系受電サービス料金（以下、発電側課金）について、一般送配電事業者との間に、代理回収業務委託契約を締結している受注者を通じて支払うものとする。

イ　受注者は、受注者から発注者へ支払う毎月の電力量料金に加えて発電側課金の相当額を発注者へ支払うものとする。

ウ　発注者は、発電側課金について、前項の規定に基づく支払いがある度に発注者から受注者に支払い、その都度、受注者から一般送配電事業者に支払うものとする。

エ　受注者は、発電側課金、延滞利息および契約超過金を発注者から受領し、一般送配電事業者に引き渡す業務を一般送配電事業者があらかじめ定める支払期日まで無償で受託するものとする。

オ　発電側課金については、受注者から発注者へ支払われる毎月の電力量料金と相殺するものとする。

（４）バイオマス比率の報告

バイオマス比率については、毎月、発注者が受注者へ報告する。

（５）電力料金の計算式

次のア～ウの合計とする。なお、各時間帯の区分については、「クリーンパーク折居余剰電力売却契約書」に基づくものとする。

ア 「昼間時間帯電力量×昼間時間帯電力量の料金単価」より算出した金額から１円未満の端数を切捨てした額

イ 「夜間時間帯電力量×夜間時間帯電力量の料金単価」より算出した金額から１円未満の端数を切捨てした額

ウ 「重負荷時間帯電力量×重負荷時間帯電力量の料金単価」より算出した金額から１円未満の端数を切捨てした額

（６）提出書類

受注者は、次のア～ウに示す様式に必要事項を記入し、翌月１５日（ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）を遵守して、発注者に提出する。

ア　電力量計量値内訳（●月分）

イ　余剰電力計量値のお知らせ

ウ　発電側課金内訳書

（７）添付資料

添付資料 - ①　令和８年度クリーンパーク折居運転計画（案）

添付資料 - ②　令和８年度月別予定売却電力量

添付資料 - ③　令和５年度、令和６年度月別売却電力量実績

添付資料 - ④　令和６年度売却電力量実績（30 分値）

添付資料 - ⑤　バイオマス比率実績

添付資料 - ⑥　（提出書類 ア）電力量計量値内訳（●月分）

添付資料 - ⑦　（提出書類 イ）余剰電力計量値のお知らせ

添付資料 - ⑧　（提出書類 ウ）発電側課金内訳書